

政令第 号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令  
内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第一条 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第六条第二項」を「法第八条第二項」に改める。

第三条中「第六条第三項」を「第八条第三項」に改める。

第四条中「法第八条」を「法第十条」に改め、同条第二号口中「法第四条第一項に規定する」を削る。

第十六条を削る。

第十五条中「第二十五条第一項第四号」を「第四十六条第一項第四号」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の見出しを「（届出が必要でない保全調整池に係る行為）」に改め、同条中「第二十五条第一項ただし書」を「第四十六条第一項ただし書」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第二十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条ただし書中「都道府県」を「当該防災調整池が存する都道府県（当該防災調整池が指定都市等又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章第二節（法第四十七条を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この条において「事務処理市町村」という。）の区域内にある場合にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村）」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第十八条第一項第四号」を「第三十九条第一項第四号」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の見出しを「（許可を要しない雨水貯留浸透施設に係る行為）」に改め、同条中「第十八条第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第十七条第八項（法第二十四条第二項）」を「第三十八条第八項（法第四十五条第二項）」に改め、「含む。」の下に「、第五十四条第六項又は第七十七条第十項」を加え、同条を第十一条とする。

第九条中「第十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第一号中「第四条第一項の」の下に「規定により」を加え、同条第二号中「法第四条第一項の」、「都市洪水又は」及び「いずれかの」を削り、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第十一条（法第十六条第四項）」を「第三十二条（法第三十七条第四項）」に、「第五条ただし書」を「第六条ただし書」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第九条第三号」を「第三十条第三号」に改め、同条を第八条とする。

第六条の見出しを「（雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為）」に改め、同条中「第九条ただし書」を「第三十条ただし書」に改め、同条第三号中「第十一条第二号及び第十四条第二号」を「第十二条第二号、第十五条第二号及び第十七条第二号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第九条本文」を「第三十条本文」に改め、「しよう」とを削り、同条ただし書中「都道府県」「」を「当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が）」に改め、「中核市（以下この条）」の下に「及び第十四条」を加え、「第三章（法第十九条、第二十六条及び第三節）」を「第三章第一節（法第四十条）」に改め、「区域内」の下に「にある場合」を加え、「第八条第二項及び第十三条」を「第九条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助）

第五条 法第十六条の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

2 法第十六条の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、前項に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とする。

本則に次の八条を加える。

(届出が必要でない貯留機能保全区域内の行為)

第十七条 法第五十五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為

二 仮設の建築物等の建築その他の貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為  
(当該利用に供された後に当該土地が有する法第五十五条第一項に規定する機能が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。)

(特定開発行為に係る土地の形質の変更)

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）を生ずることとなるもの

二 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 切土及び盛土を同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

2 前項の規定の適用については、小段その他のものによつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面（崖の地表面をいう。以下この項において同じ。）の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

（特定開発行為に係る制限用途）

第十九条 法第五十七条第二項第二号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるも

のとする。

一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康包括支援センター（妊婦、産婦又はじよく婦の收容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

二 幼稚園及び特別支援学校

三 病院、診療所（患者の收容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじよく婦の收容施設があるものに限る。）

(特定開発行為の制限の適用除外)

第二十条 法第五十七条第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為

二 仮設の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

(特定建築行為の制限の適用除外)

第二十一条 法第六十六条第二号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う建築

二 仮設の建築物の建築

三 特定用途（第十九条各号に掲げる用途をいう。以下この号において同じ。）の既存の建築物（法第

五十六条第一項の規定による浸水被害防止区域の指定の日以後に建築に着手されたものを除く。）の

用途を変更して他の特定用途の建築物とする行為

(居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室)

第二十二条 法第六十八条第一項第二号イ（法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の政令

で定める居室は、居間、食事室、寝室その他の居住のための居室（当該居室を有する建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六十六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあつては、当該他の居室）とする。

2 法第六十八条第一項第二号ロ（法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める居室は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六十六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあつては、当該他の居室）とする。

一 第十九条第一号に掲げる用途（次号に掲げるものを除く。） 寝室（入所する者の使用するものに限る。）

二 第十九条第一号に掲げる用途（通所のみにより利用されるものに限る。） 当該用途の建築物の居室のうちこれらに通う者に対する日常生活に必要な便宜の供与、訓練、保育その他これらに類する目的のために使用されるもの

三 第十九条第二号に掲げる用途 教室



四 第十九条第三号に掲げる用途 病室その他これに類する居室

(特定建築行為着手の制限の例外となる工事)

第二十三条 法第七十条第三項(法第七十一条第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助)

第二十四条 法第七十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、同条に規定する雨水貯留浸透施設の整備に要する費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第十六号中「第八条」を「第十条」に改める。

(下水道法施行令の一部改正)

第三条 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号ハ中「又は第五号に掲げる」を「、第五号又は第六号のいずれかに該当する」に改め

る。

第五条の二中「政令で定める」の下に「事業計画の」を加え、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

#### 六 計画降雨の設定又は変更

第五条の三、第五条の七、第五条の十二第一項及び第六条第一項中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二、第九条の五第一項、第九条の六から第九条の八までの規定及び第九条の十中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

第十条中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

第十条の二中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

第十二条第一項中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

第十三条及び第十三条の二中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

第十四条から第十五条の三までの規定中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

第十七条の十二を第十七条の十三とする。

第十七条の十一中「第二十五条の十七第四号」を「第二十五条の二十九第四号」に改め、同条を第十七条の十二とする。

第十七条の十中「第二十五条の十七第三号」を「第二十五条の二十九第三号」に改め、同条を第十七条の十一とする。

第十七条の九中「第二十五条の十一第七項」を「第二十五条の二十三第七項」に改め、「定める」の下に「事業計画の」を加え、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

#### 八 計画降雨の設定又は変更

第十七条の九を第十七条の十とする。

第十七条の八中「第二十五条の十一第七項」を「第二十五条の二十三第七項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改め、同条第二号中「第十七条の九第一号から第三号まで及び」を「第十七条の十第一号から第三号まで、」に、「に掲げる」

を「又は第八号のいずれかに該当する」に改め、同条を第十七条の八とする。

第十七条の六中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改め、同条第一号中「第十七条の九第七号」を「第十七条の十第七号」に改め、同条を第十七条の七とする。

第十七条の五の次に次の一条を加える。

（雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助）

第十七条の六 法第二十五条の十五の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

2 法第二十五条の十五の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、前項に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生の状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とする。

第十八条に次の一号を加える。

三 排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、一年に一回以上行

うこと。

(河川法施行令の一部改正)

第四条 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「高潮等による」を「高潮その他の天然現象(以下この号において「洪水等」という。

による」に、「洪水、津波、高潮等及び」を「洪水等及び」に改め、「並びに」の下に「流域及び」を加え、「気象」を「現在及び将来の気象の状況、土地利用の現状及び将来の見通し」に、「開発の状況等」を「その他の事情」に改め、同条第二号中「維持等」を「維持その他の事情」に改め、同条第三号中「確保等」を「確保その他の事情」に改める。

第五十六条中「第五十一条の三」の下に「、第五十八条の十第二項」を加える。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第五条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の五第十八号の二中「第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項」を「第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項」

に改める。

第三条第一項第十九号の二中「第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条」を「第二十四条、第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十六条第一項、第五十条、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項」に改める。

(地方住宅供給公社法施行令等の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中「第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項）を「第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項）」に改め、「含む。」」の下に「、第六十条（同法第六十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第六十九条（同法第七十一条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第二十号

二 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第十六号

三 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第十一号

四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八  
条第一項第十九号

五 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十六条第一項第三十七号

六 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四十条第一項第十八号

七 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第二十六号

八 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第十五条第一項第十二  
号

九 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第二十号

十 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十八条第一項第二  
十号

十一 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四  
十一号）第十六条第一項第二十号

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令等の一部改正）

第七条 次に掲げる政令の規定中「第十四条（同法第十六条第四項及び第十八条第四項）」を「第三十五条（同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項）」に改める。

一 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十五条第一項第八号

二 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第十八号

三 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第十九号

四 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二十二条第一項第九号

五 国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）第十五条第一項第八号

六 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）第十四条第一項第六号



(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第八条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第一種技術検定の項中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改める。

第五条第一項第一号から第三号までの規定中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同項第五号中「第二十五条の十七第二号」を「第二十五条の二十九第二号」に改める。

第七条第一項第十四号中「第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項)」を「第三十五条(同法第三十七条第四項及び第三十九条第四項)」に改める。

(地価税法施行令の一部改正)

第九条 地価税法施行令(平成三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項第三号中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改める。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第十条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二十二号の二中「第九条、第十六条第一項及び第十八条第一項」を「第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七十一条第一項」に改める。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第十一条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一号を加える。

五 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項に規定する浸水被害

防止区域

附 則

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。

## 理由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴い、届出が必要でない貯留機能保全区域内の行為を定める等特定都市河川浸水被害対策法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。